

令和6年度

ごみ処理の現状

問資源循環推進課 ☎ 083-941-2185



市民の皆さんにご協力いただいているごみの減量・分別などの、ごみの処理状況実績（令和6年度）をお知らせします。

本市のごみ排出量は、全国や山口県に比べて多い状況です

令和6年度の市民一人1日あたりのごみ排出量は976gで、前年度から17g減少しましたが、全国や県の平均と比較すると多い状況です。市民・事業者の皆さんと本市の3者が協力して、ごみの減量化を進めていきましょう。

令和6年度ごみ排出量

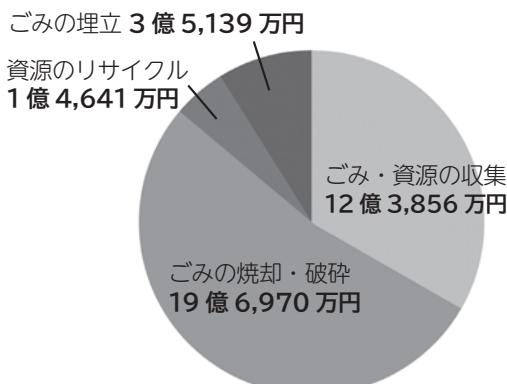
| | ごみ排出量 (単位:トン) | 市民1人1日当たり (単位:グラム) |
|-----|------------------|-----------------------|
| 家庭系 | 42,093 | 619 |
| 事業系 | 24,227 | 357 |
| 計 | 66,320 | 976 |

市民一人あたりに換算すると

- ごみの量…1日あたり 976 g
(山口県平均…946 g)
(全国平均……851 g)
※山口県平均および全国平均値は令和5年度数値
- ごみ埋立量…年間 14.7kg

本市のごみ処理にかかった費用とごみ処理に伴う収入

ごみ処理にかかった費用 37億606万円



※市民一人あたりのごみ処理経費
…年間約1万9,899円

ごみ処理に伴う収入

| | 収入額 | 費用に対する割合 |
|----------|-----------|----------|
| 廃棄物処理手数料 | 4億513万円 | 10.9% |
| 資源物売扱収入 | 1億5,743万円 | 4.2% |
| 売電収入 | 1億7,602万円 | 4.8% |
| 合計 | 7億3,858万円 | 19.9% |

※廃棄物処理手数料
ごみの排出量に応じてご負担いただく手数料

※資源物売扱収入
分別いただいた資源物を売り払った収入

※売電収入
ごみ焼却の余熱で発電した電気を売り払った収入

～廃棄物の違法回収にご注意ください！～

- 営利・非営利に関わらず、他人の廃棄物を運搬するには、廃棄物処理法に基づく許可が必要であり、無許可での運搬は刑事罰の対象になります。
- 無許可業者にごみの回収を依頼した場合、依頼した者にも刑事罰が科せられることがありますので、ご注意ください。
- 清掃・片付け・遺品整理等を依頼した場合でも、依頼先が許可を持っていなければ、ごみの回収を依頼してはいけません。ごみは自分で処理するか、別に許可業者にごみの回収を依頼してください。

【山口市の許可業者については、「山口市一般廃棄物処理業許可業者一覧」と検索いただくな
右の二次元コードからご確認ください。】

